

◎新潟県告示第1119号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成27年8月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-(8-ブロモベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジフラン-4-イル)プロパン-2-アミン（通称名：Bromo-Dr a g o n F L Y）及びその塩類
- (2) 1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-P I N A C A）及びその塩類
- (3) 1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-5 F - P I N A C A）及びその塩類
- (4) 1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-P I C A）及びその塩類
- (5) 1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-5 F - P I C A）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成27年8月25日